

社会保険等未加入対策について

令和3年 7月

上下水道局総務課

四日市市上下水道局発注工事における社会保険等未加入対策の強化を図るため、令和3年10月1日以降に新たに契約締結する建設工事においては、原則として、受注者は社会保険等未加入建設業者を下請負人にすることはできません。工事請負契約書について、令和3年10月1日施行の改正を行い、適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である業者を下請負人とすることを禁止する条項を追加します。

【参考】工事請負契約書に下記を追加

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

《問い合わせ先》

◆四日市市上下水道局 管理部 総務課
電話（059）354－8352